

## 公教育計画学会

### 「中央教育新議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理への意見」

1. 意見その1：「1 インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について」

↓

「障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育の理念とそれに向かっていく方向性に賛成する」ことを明確にしたことは評価します。

しかし、その方法として「通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要」しているのは、障害者権利条約（2006年）はもちろんのことサラマンカ宣言（1994年）にあるインクルーシブ教育とは異なります。これでは現行の分離教育制度となんら変わりはありません。地域の通常学校の通常学級で、多様な支援を提供することがインクルーシブ教育です。分離教育制度からの転換を明確にすべきです。

2 意見その2 「1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について」

↓

「インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要とし、……。短期的には、就学相談・就学先決定の在り方にかかる制度改革、教職員の研修等について検討し、必要な財源を確保して順次実施していく」とした点に異論はありません。

しかし、条約批准のために必須である、分離教育規定の改正（学校教育法施行令第5条、学校教育法施行令第22条の3、学校安全保健法11条、12条等）が短期的な制度改革に明確に書かれていない点が見られない点が問題です。この改正には費用を必要としません。早急に改正をすすめる内容とすべきです。

3 意見その3 「2-（3）インクルーシブ教育システムと地域性」について

↓

「特別支援学校に在籍する子どもについて、一部の自治体で実施している居住地校に副次的な学籍を置く取組については、居住地域との結び付きを強めるために意義がある。今後、地域の学校に学籍を置くことについても検討していく必要がある。」との指摘は重要ですが、しかし、インクルーシブ教育の基本的な考え方からすれば、学籍を地域の学校に一元化しておくことが重要です。したがって、副籍ではなく学籍一元化の方向を示すべきです。

#### 4 意見その4「2-(2) 就学先決定の仕組み」について

↓

「就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め」としている点には賛成をします。しかし、就学先の決定を総合的な観点とするとして、原則として就学先を普通学級としていない点は問題です。

また、「本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定する」としていますが、三者の合意形成ができない場合は本人・保護者の意見に沿わない場合もありうることを示唆するものです。日本政府への国連・子どもの権利委員会第3回総括所見(2010年6月)でも勧告を踏まえ、保護者の意見の聴取とは、意見を聞きおくのではなく正当に評価し、尊重することすべきです。本人・保護者の意に沿わない就学先の決定をしない仕組みが求められます。

#### 5 意見その5「2-(2) 就学先決定の仕組み」について

↓

「多くの自治体で障害の種類・程度等の判断について専門的立場から調査・審議を行うために設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談や就学先決定時のみならずその後の一貫した支援に重点を置くという観点から、「教育支援委員会」(仮称)等の名称とすることが適当である」とする点については賛成します。その上で、教育支援委員会の委員についてはインクルーシブ教育を十分に理解し尊重する人物が入るような制度設計にすべきです。

#### 6 意見その6「3-(3)教職員への障害のある者の採用・人事配置」について

↓

「児童生徒等にとって、障害のある教職員が身近にいることは、障害のある人に対する知識が深まるとともに、障害のある児童生徒等にとってのロールモデル(具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材)となるなどの効果が期待されるので、特別支援学校をはじめ様々な学校において、障害のある当事者の教職員が確保されるよう、採用や人事配置について配慮する必要がある。」という指摘は当然のことです。すでに厚生労働省から「障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく都道府県教育委員会に対する適正実施勧告」が多くの教育委員会に発出されていることも踏まえ、抜本的に取り組む必要性を明記し、上記の点を強調すべきです。

